NOMA 70th Anniversary
NIPPON OMNI-MANAGEMENT ASSOCIATION

回	覧		

法務・法制課長
総務課長
政策・企画課長
市民課長
福祉課長
税務課長
債権管理課長
監査委員事務局長
殿

日経東発第60012784号
2019年4月1日

一般社団法人 日本経営協会
理事長　平井　充則

NOMA行政管理講座開催（ご案内）

自治体職員が知っておくべき民法のポイント
～実務に対応した民法解説と民法改正による法務への影響～
＜2019年７月４日(木)・５日(金)＞

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

本会事業活動には、平素より格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申しあげます。

地方自治体の職員にとって、民法に関する理解は必要不可欠であり、自治体職員が民法を学ぶことは非常に重要です。また、今般120年間改正がなされなかった民法の一部が改正されることとなりました。

そこで、民法改正を踏まえて、膨大な民法の中から、地方自治体職員が業務・実務において、知っておかなければならない民法のポイントを、裁判例を踏まえて理解を深めるなどして基本的事項を押さえつつ、実務にも十分対応できるよう改正内容も踏まえて、分かりやすく解説いたします。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をおすすめ申しあげます。

敬　具

記

日　　時：2019年７月４日（木）13:00 ～ 17:00（12:00から受付）
　　７月５日（金）10:00 ～ 16:00

講　　師：秋法律事務所　弁護士
　　（元）町田市 法務担当課長　秋山（あきやま）　一弘（かずひろ）氏

会　　場：日本経営協会内専用教室
　　（東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-11-8）

参 加 料：会員（１名）　29,000円
（負担金）　　消費税　2,320円　｝31,320円
　　一般（１名）　32,000円
　　消費税　2,560円　｝34,560円

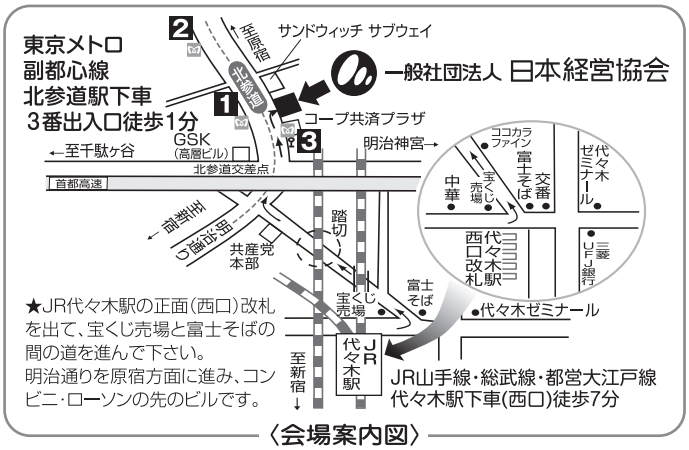

〈会場案内図〉

申込方法：①ＦＡＸまたは郵送申込…裏面申込書に必要事項をご記入の上、下記へお送り下さい。
②Ｗｅｂ申込…本会ホームページ上の「セミナーお申込ボタン」を押し、必要事項をご入力下さい。
・受付次第、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
・開催３営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡下さい。
・お申込みは開催日の３営業日前までにお願いいたします。
・本講座は、定員になり次第締め切らせていただきます。

入金方法：参加料は、請求書にもとづき銀行振込にてお納め下さい。領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承下さい。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前（３営業日前まで）にご連絡下さい。
開催日の３営業日前～前日のキャンセルは受講料の30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。
なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承下さい。

そ の 他：参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

お申込み
お問合せ先
一般社団法人 日本経営協会
（お電話でのお問合せは月曜日～金曜日の９：15 ～ 17：15 にお願いします）
東京本部　公務研修グループ
〒151-8538　東京都渋谷区千駄ケ谷3−11−8
TEL(03)3403−1891(直)　FAX(03)3403−1130
E-mail:tks@noma.or.jp　URL http://www.noma.or.jp

NOMA
NIPPON OMNI-MANAGEMENT ASSOCIATION

★WEBからもお申込みできます！

http://www.noma.or.jp/seminar/tabid/138/Default.aspx　NOMA　講　座　検索

▶プログラム◀

第1　はじめに
1　自治体法務における民法について

第2　近時の民法に関する裁判例
1　支払督促の時効中断の効力について
（最高裁平成29年7月24日判決）
2　弁護士法に違反して締結された和解契約の効力について　（最高裁平成29年7月24日判決）
3　反社会的勢力との契約の解除について
（最高裁平成28年1月12日判決）
4　弁護士法に基づく照会への対応について
（最高裁平成28年10月18日判決）
5　責任を弁識する能力のない未成年者が起こした事故について　（最高裁平成27年4月9日判決）
6　精神障害者の法定の監督義務者について
（最高裁平成28年3月1日判決）
7　親権に基づく子の引渡しの求めについて
（最高裁平成29年12月5日判決）
8　戸籍の届出を不受理とした場合について
（最高裁平成26年4月14日判決）
9　再婚禁止期間について
（最高裁平成27年12月16日判決）
10　相続における銀行預金の取扱いについて
（最高裁平成28年12月19日決定）
11　遺言書の真正について
（最高裁平成28年6月3日判決）
12　その他

第3　実務におさえておくべき民法関係条項
1　総則
基本原則、権利能力･行為能力、住所、不在者財産管理人、代理、取得時効･消滅時効など
2　物権
所有権の内容及び範囲、相隣関係、共有、地上権、地役権など
3　債権
債務不履行、保証、契約（賃貸借契約、使用貸借契約等）、不当利得、不法行為など
4　親族
親子、親権、後見、扶養など
5　相続
相続人の範囲、法定相続分、相続放棄、相続財産管理人、遺言など

第4　自治体法務への影響が考えられる主な民法改正部分
1　消滅時効の期間、起算点、中断･停止の見直し
2　法定利率に関する見直し
3　保証人の保護の拡充
4　危険負担・瑕疵担保責任に関する見直し
5　錯誤等の意思表示に関する規定の見直し
6　賃貸借・請負に関する見直し
7　その他

第5　相続法改正の主なもの

講師紹介

秋法律事務所　弁護士　秋山　一弘（あきやま かずひろ）氏

早稲田大学政治経済学部経済学科卒業
平成22年4月～平成25年3月　東京都町田市で特定任期付職員（法務担当課長）として勤務
平成26年～　日本弁護士連合会法律サービス展開本部自治体等連携センター委員
第二東京弁護士会行政連携センター部会副委員長、大田区特定個人情報保護評価第三者点検委員会委員
平成28年～　町田市特定空家等審議会委員、原子力発電環境整備機構情報公開審査委員会委員
東京都市町村研修所　民法をご担当（隔年）
平成29年～　東久留米市行政不服審査審理員、多摩市街づくり審査会委員
平成30年～　羽村市個人情報審議会委員、小金井市行政不服審査会委員

【著書】仲江利政＝村田哲夫・編集　『Ｑ＆Ａ　自治体職員のための個人責任（自治体法律顧問シリーズ）』、
共著『Ｑ＆Ａ　自治体のための空家対策ハンドブック』、自治体法制執務研究会編著『Ｑ＆Ａ　実務解説　法制執務』

講座申込み：ＦＡＸ（03）3403-1130

60012784 『自治体職員が知っておくべき民法のポイント』参加申込書

※NOMA記入

2019.7/4～5

□会員　□一般（該当欄にレ印）

役所名		電　話	（　　）　内線			＜ご連絡担当者＞
		ＦＡＸ	（　　）			所属
所在地	〒					フリガナ 氏名
フリガナ 参加者氏名		所属部課 役職名		経験年数	年 ケ月	メールアドレス
フリガナ 参加者氏名		所属部課 役職名		経験年数	年 ケ月	＜通信欄＞
フリガナ 参加者氏名		所属部課 役職名		経験年数	年 ケ月	

申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。
①参加券・請求書の発送および参加者名簿の作成などの事務処理　②本会主催のセミナー、展示会、通信教育などのご案内
②がご不要の場合は□にチェックしてください。―― □不要

（経験年数は、現在の部課での年数をご記入ください）